

新庄市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

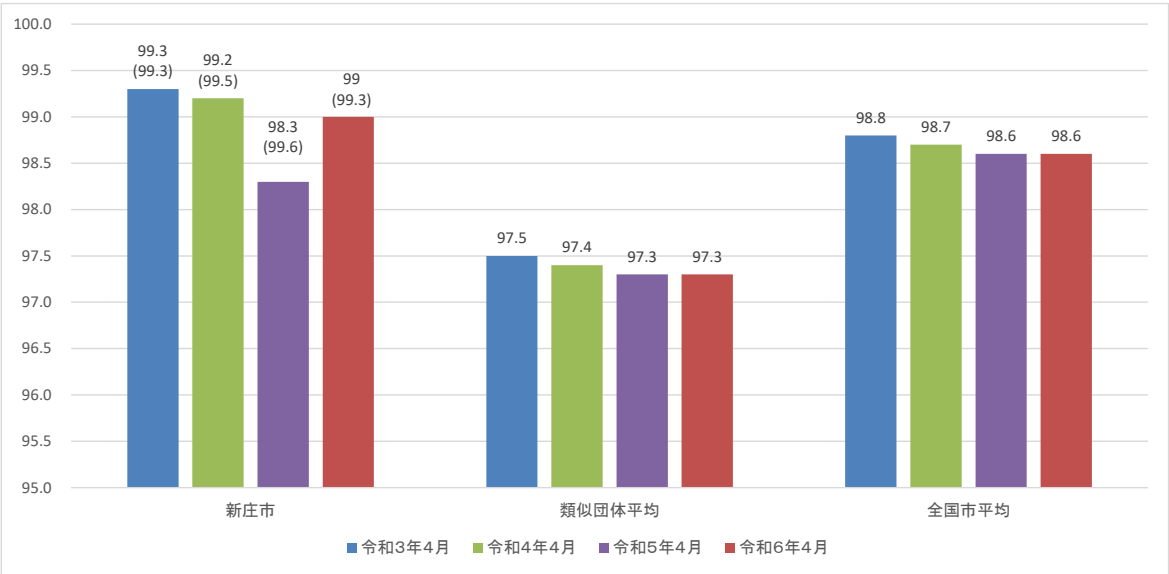
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
5年度	人 32,860	千円 19,396,692	千円 1,201,081	千円 2,483,172	% 12.8	% 12.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	千円	千円
5年度	人 238	千円 828,848	千円 131,719	千円 339,441	千円 1,300,008	千円 5,462	千円 5,916

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含んでおりません。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれておりません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数のことです。
- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- ※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、山形県人事委員会勧告に鑑みて遡及改正。内容はすべての給料月額について増額を実施。なお、国、県と同様に激変緩和のため、平成30年3月31日までの経過措置(現給保障)を実施。
その他の給料表については一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準20%に対し、新庄市においても20%を支給。
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日現在は18%、給与改定後は平成27年4月1日に遡及し18.5%を支給。
(参考)

東京都特別区	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	4月1日 時点	遡及 改定後									
国基準による支給割合	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
新庄市の支給割合	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%

③ その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国及び山形県と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日より実施)

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

1) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
新庄市	40.8 歳	306,600 円	352,290 円	327,323 円
山形県	43.7 歳	331,100 円	404,000 円	357,100 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.6 歳	318,300 円	374,345 円	343,522 円

2) 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
新庄市	58.3 歳	8 人	372,300 円	386,800 円	379,750 円	—	—	—	—
うち学校調理業務	57.5 歳	4 人	386,200 円	403,500 円	389,858 円	調理士	45.9 歳	228,800 円	1.76
うち用務員	60.5 歳	1 人	271,300 円	282,000 円	285,217 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.15
その他の職種	58.6 歳	3 人	387,300 円	399,300 円	397,608 円	—	—	—	—
山形県	53.8 歳	422 人	332,100 円	369,700 円	348,400 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	52.3 歳	11 人	307,888 円	334,311 円	319,875 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
新庄市	—	—	—
うち学校調理業務	6,729,700 円	3,080,100 円	2.18
うち用務員	5,310,200 円	3,297,300 円	1.61
その他の職種	6,367,800 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一定しているものではありません。
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額の求め方には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、国家公務員と比較するため、同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		新 庄 市	山 形 県	国
一般行政職	大 学 卒	199,100 円	199,100 円	196,200 円
	高 校 卒	168,300 円	168,300 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	163,700 円	163,700 円	—
	中 学 卒	150,500 円	151,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	284,800 円	313,400 円	367,000 円	395,800 円	404,000 円
	高 校 卒	241,800 円	271,900 円	335,700 円	379,400 円	393,000 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円

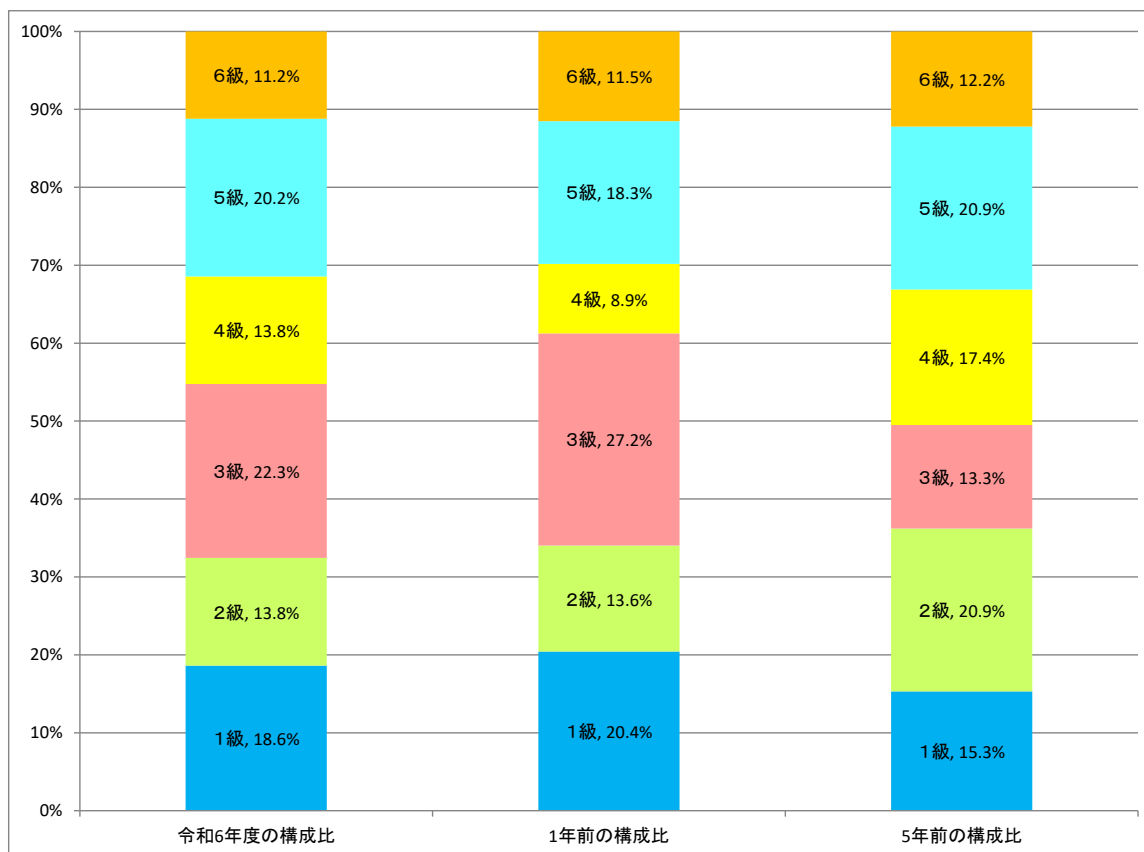
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

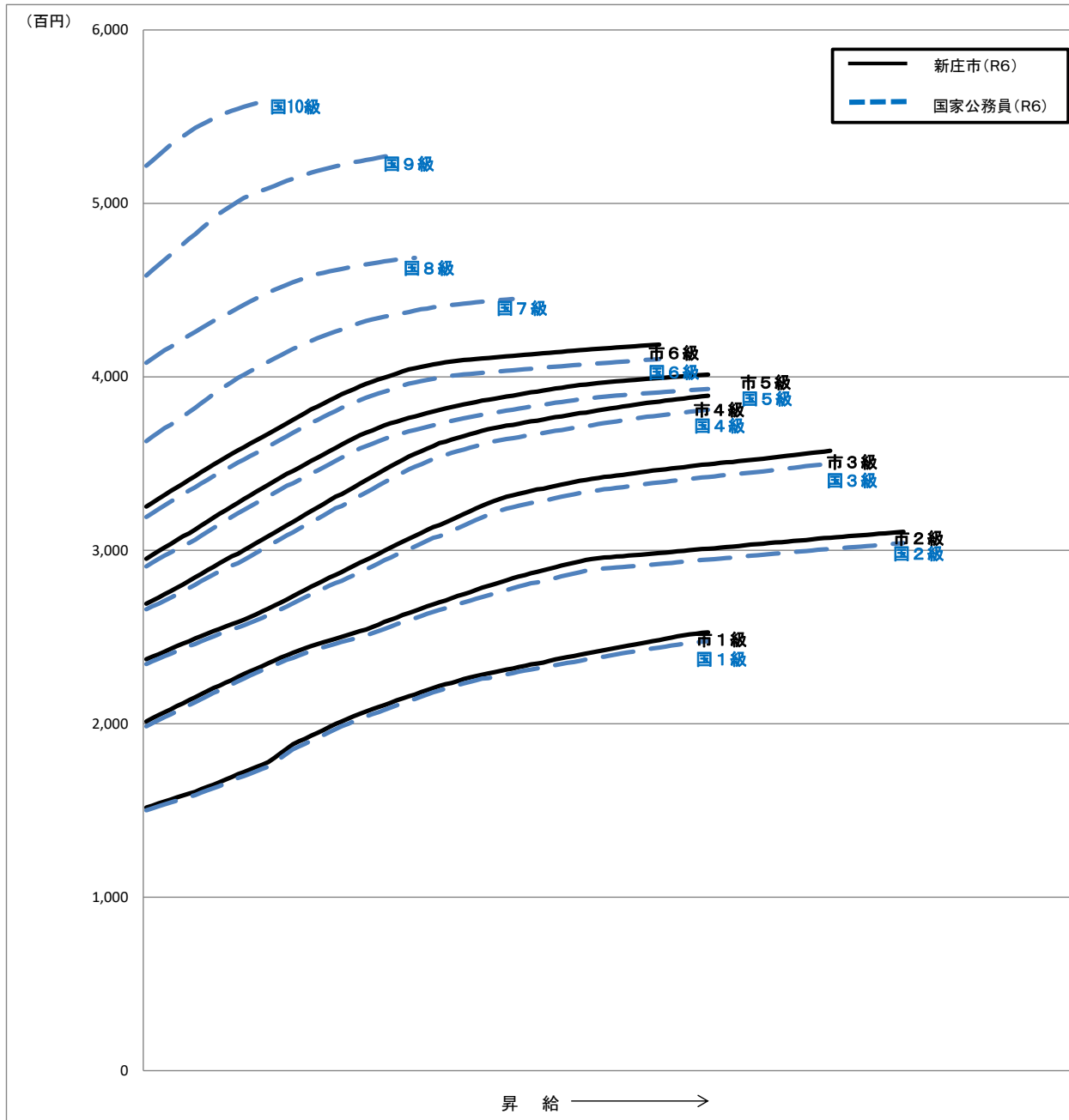
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	35 人	18.6%	163,700 円	254,200 円
2 級	主事・技師	26 人	13.8%	212,000 円	311,200 円
3 級	主任	42 人	22.3%	245,600 円	357,900 円
4 級	係長・主査	26 人	13.8%	276,900 円	389,600 円
5 級	室長・担当主査	38 人	20.2%	301,100 円	401,800 円
6 級	課長・主幹	21 人	11.2%	329,400 円	419,300 円

(注) 1 新庄市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(2) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和6年度中における運用	新庄市			
	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
□ 人事評価を活用していない	○	○	○	○
活用予定時期	未定	未定	未定	未定

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新 庄 市		山 形 県		国	
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,463 千円		1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,667 千円		—	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.00 月分	2.45 月分	2.00 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.375)月分	(0.975)月分	(1.375)月分	(0.975)月分	(1.35)月分	(0.95)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和6年度中における運用	新庄市			
	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
□ 人事評価を活用していない	○	○	○	○
活用予定時期	未定	未定	未定	未定

(3) 退職手当(令和6年4月1日現在)

新 庄 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例加算:2~45%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例加算:2~45%加算		
1人当たり平均支給額	1,587 千円	0 千円	—		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(4) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			803 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			803 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	1 人	20 %
宮城県仙台市	6 %	人	6 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			99.0 (99.0)

(5) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			17 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			1,417 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			0.42 %	
手当の種類(手当数)			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	右記に従事した職員	感染症防疫業務	0 千円	日額 300円
行旅病人取扱手当	右記に従事した職員	行旅病人の取扱業務	0 千円	1件当たり 1,000円
行旅死亡人取扱手当	右記に従事した職員	行旅死亡人の取扱業務	0 千円	1件当たり 2,000円
ひとりぐらしの死亡人取扱手当	右記に従事した職員	ひとりぐらしの老人等が死亡した場合の取扱業務	17 千円	1件当たり 2,000円
特定毒物による害虫防除作業に従事する職員の手当	右記に従事した職員	特定毒物による害虫防除業務	0 千円	日額 250円

(6) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	59,414 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	276 千円
支給実績(令和4年度決算)	51,080 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	236 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(7) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価(月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者:6,500円、子:10,000円、 その他:6,500円 ※配偶者以外で、満16歳になる年度から満22歳になる年度までの期間の扶養親族の子がある場合:1人につき5,000円加算	同じ	-	21,138 千円	254,675 円
住居手当	・最高28,000円とし、借家・借間に 応じた額	同じ	-	14,378 千円	342,333 円
通勤手当	・交通機関利用者:運賃相当額(最高55,000円) ・自動車等利用者:通勤距離に応じた額(2,500円～44,900円)	異なる	自動車等利用者について2,000円～31,600円	8,743 千円	84,067 円
管理職手当	行政職6級(課長、主幹)の職員に対し、職責に応じて支給 課長(部門統括)51,900円 課長(上記以外)41,600円 主幹 20,800円	異なる	管区機関課長 行(一)6級 62,300円	11,575 千円	503,261 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要性により休日等に勤務した場合に支給	異なる	週休日等 6,000円～18,000円 平日深夜 3,000円～6,000円	0 千円	0 円
単身赴任手当	30,000円＋距離に応じた加算 (最高70,000円)	異なる	30,000円～100,000円	0 千円	0 円
災害派遣手当	滞在日数に応じた定額 (最高6,620円)			0 千円	0 円
寒冷地手当	世帯区分に応じた定額(最高17,800円)	異なる	世帯等の区分に応じた額(最高26380円)	14,527 千円	64,279 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間中に勤務を命じられた場合、勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同じ	-	905 千円	13,712 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(22:00～翌日の5:00)に勤務した場合、勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	-	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等				
給 料			(参考) 類似団体における最高／最低額			
	市区町村長	920,000	円	985,000	円 / 391,500	円
	副市区町村長	700,000	円	790,000	円 / 420,000	円
報 酬	議 長	448,000	円	545,000	円 / 230,000	円
	副 議 長	395,000	円	475,000	円 / 200,000	円
	議 員	370,000	円	442,000	円 / 180,000	円
期 末 手 当	市区町村長	(令和5年度支給割合)				
	副市区町村長	3.30	月分	※給料月額に40%を加算し、支給月数を乗じた額		
	議 長	(令和5年度支給割合)				
	副 議 長	3.30	月分	※報酬に40%を加算し、支給月数を乗じた額		
退 職 手 当	議 員					
		(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)
	市区町村長	給料月額×在職月数×0.567		25,038,720		円 任期ごと
	副市町村長	給料月額×在職月数×0.331		11,121,600		円 任期ごと
	備 考					

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給額に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

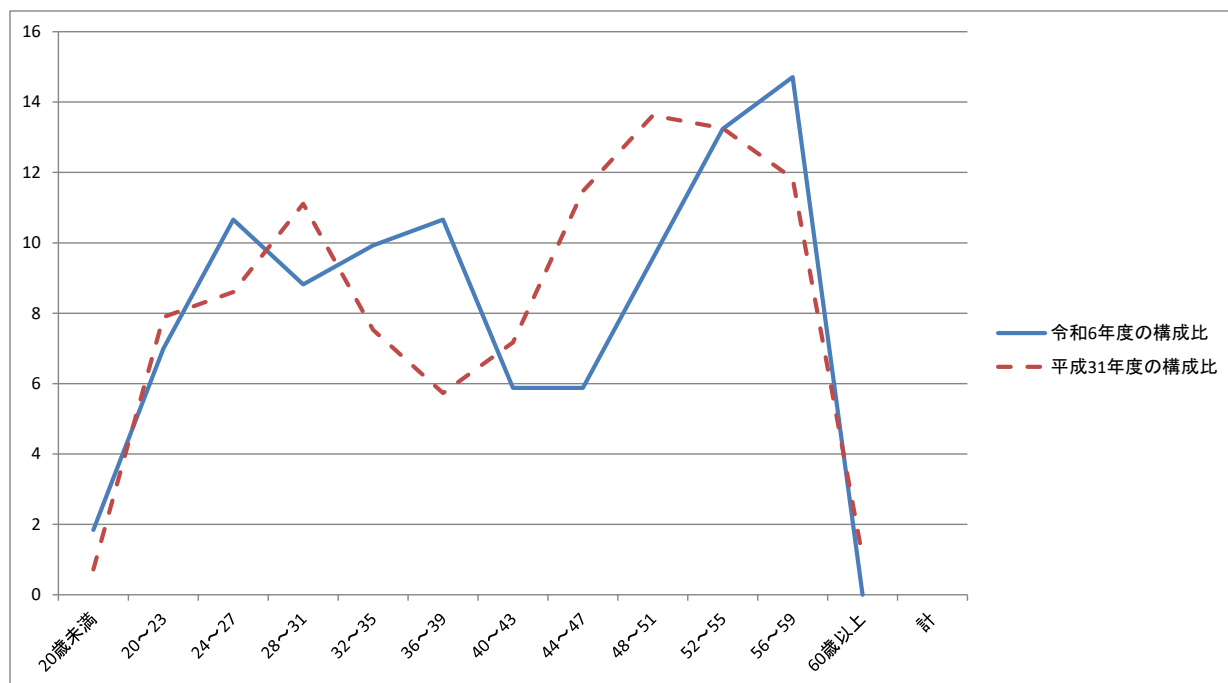
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	組織改編による増 組織改編による減
		総 務	64	68	4	
		税 務	17	15	△ 2	
		労 働	1	1	0	
		農林水産	18	18	0	組織改編による減 組織改編による減 組織改編及び保育士採用による増
		商 工	15	12	△ 3	
		土 木	23	22	△ 1	
		民 生	49	52	3	
		衛 生	18	18	0	
	計	209	210	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 63.91 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 85.28 人)	
教 育 部 門		29	29	0		
小 計		238	239	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 72.73 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 109.56 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道		7	7	0	組織改編による減
	下 水 道		7	7	0	
	そ の 他		20	19	▲ 1	
	小 計		34	33	▲ 1	
合 計			272	272	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.78 人
			[377]	[377]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	5人	19人	29人	24人	27人	29人	16人	16人	26人	36人	40人	5人	272人
構成比	1.8%	7.0%	10.7%	8.8%	9.9%	10.7%	5.9%	5.9%	9.6%	13.2%	14.7%	1.8%	100.0%

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区 分 部 門	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	211	206	208	209	209	210	△ 1	△ 0.47
教 育	33	33	32	30	29	29	△ 4	△ 12.12
普通会計	244	239	240	239	238	239	△ 5	△ 2.05
公営企業会計	35	35	34	34	34	33	△ 2	△ 5.71
総合計	279	274	274	273	272	272	△ 7	△ 2.51

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数を記載しています。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
5年度	千円 933,322	千円 58,529	千円 52,704	% 5.7	% 5.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 7	千円 26,822	千円 3,441	千円 9,914	千円 40,177	千円 5,740	千円 6,923

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まれておりません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
新 庄 市	40.6 歳	317,000 円	471,297 円
団 体 平 均	44.6 歳	359,974 円	575,747 円
事 業 者	-	-	-

(注) 1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

新 庄 市	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(令和5年度)	1人当たり平均支給額(令和5年度)
1,416 千円	1,657 千円
期末手当 2.45 月分 (1.375)月分	勤勉手当 2.00 月分 (0.975)月分
-	-
(加算措置の状況)	-
職制上の段階、職務の級等による加算措置	-

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

新 庄 市			団 体 平 均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例加算:2~45%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例加算:2~45%加算		
一人当たり平均支給額 0 千円			一人当たり平均支給額 8,676千円		

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当

地域手当の制度はありません。

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			24 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			2,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			0.0 %	
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険手当	右記に従事した水道企業職員	劇物取扱業務	0 千円	日額300円

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 5 年 度 決 算)	1,237 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令 和 5 年 度 決 算)	206 千円
支 給 実 績 (令 和 4 年 度 決 算)	679 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令 和 4 年 度 決 算)	113 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価(月額)	一般行政職の 制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者:6,500円、子:10,000円、 その他:6,500円 ※配偶者以外で、満16歳になる年 度から満22歳になる年度までの期 間の扶養親族の子がある場合:1 人につき5,000円加算	同じ	-	516 千円	129,000 円
住居手当	・最高28,000円とし、借家・借間に 応じた額	同じ	-	547 千円	547,000 円
通勤手当	・交通機関利用者:運賃相当額(最 高55,000円) ・自動車等利用者:通勤距離に応 じた額(最高44,900円)	同じ	-	198 千円	198,000 円
管理職手当	行政職6級(課長、主幹)の職員に 対し、職責に応じて支給 ※課長(部門統括)51,900円 課長(上記以外)41,600円 主幹 20,800円	同じ	-	499 千円	499,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、 臨時又は緊急の必要性により休日 等に勤務した場合に支給	同じ	-	0 千円	0 円
単身赴任手当	23,000円＋距離に応じた加算 (最高45,000円)	同じ	-	0 千円	0 円
災害派遣手当	滞在日数に応じた定額 (最高6,620円)	同じ	-	0 千円	0 円
寒冷地手当	世帯区分に応じた定額(最高 17,800円)	同じ	-	432 千円	61,714 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間中に勤 務を命じられた場合、勤務1時間 につき1時間当たりの給与額に100分 の135を乗じた額	同じ	-	12 千円	2,000 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(22:00 ～翌日の5:00)に勤務した場合、勤 務1時間につき1時間当たりの給与 額に100分の25を乗じた額	同じ	-	0 千円	0 円

(2) 公共下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
5年度	千円 824,647	千円 25,920	千円 37,382	% 4.5	% —

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 5	千円 20,964	千円 1,738	千円 7,119	千円 29,821	千円 5,964	千円 6,735

(注)1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
新 庄 市	40.6 歳	317,000 円	471,297 円
団 体 平 均	44.0 歳	364,110 円	553,843 円
事 業 者	-	-	-

(注)1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

新 庄 市	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(令和5年度)	1人当たり平均支給額(令和5年度)
1,424 千円	1,468 千円
(令和5年度支給割合)	
期末手当 2.45 月分 (1.375)月分	勤勉手当 2.00 月分 (0.975)月分
-	-
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	-

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

新 庄 市			団 体 平 均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例加算:2~45%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例加算:2~45%加算		
一人当たり平均支給額 0 千円			一人当たり平均支給額 9,317千円		

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当

地域手当の制度はありません。

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			0.0 %	
手当の種類(手当数)			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険手当	右記に従事した水道企業職員	劇物取扱業務	0 千円	日額300円

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 5 年 度 決 算)	624 千円
職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (令 和 5 年 度 決 算)	124 千円
支 給 実 績 (令 和 4 年 度 決 算)	456 千円
職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (令 和 4 年 度 決 算)	91 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価(月額)	一般行政職の 制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者:6,500円、子:10,000円、 その他:6,500円 ※配偶者以外で、満16歳になる年 度から満22歳になる年度までの期 間の扶養親族の子がある場合:1 人につき5,000円加算	同じ	-	198 千円	99,000 円
住居手当	・最高28,000円とし、借家・借間に 応じた額	同じ	-	534 千円	534,000 円
通勤手当	・交通機関利用者:運賃相当額(最 高55,000円) ・自動車等利用者:通勤距離に応 じた額(最高44,900円)	同じ	-	117 千円	39,000 円
管理職手当	行政職6級(課長、主幹)の職員に 対し、職責に応じて支給 ※課長(部門統括)51,900円 課長(上記以外)41,600円 主幹 20,800円	同じ	-	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、 臨時又は緊急の必要性により休日 等に勤務した場合に支給	同じ	-	0 千円	0 円
単身赴任手当	23,000円＋距離に応じた加算 (最高45,000円)	同じ	-	0 千円	0 円
災害派遣手当	滞在日数に応じた定額 (最高6,620円)	同じ	-	0 千円	0 円
寒冷地手当	世帯区分に応じた定額(最高 17,800円)	同じ	-	266 千円	53,200 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間中に勤 務を命じられた場合、勤務1時間 につき1時間当たりの給与額に100分 の135を乗じた額	同じ	-	9 千円	9,000 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(22:00 ～翌日の5:00)に勤務した場合、勤 務1時間につき1時間当たりの給与 額に100分の25を乗じた額	同じ	-	0 千円	0 円

(3) 農業集落排水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
5年度	千円 81,379	千円 1,069	千円 5,070	% 6.2	% -

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 1	千円 2,648	千円 620	千円 733	千円 4,001	千円 4,001

(参考)団体平均 一人当たり給与費
千円 -

(注)1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
新 庄 市	40.6 歳	317,000 円	471,297 円
団 体 平 均	- 歳	- 円	- 円
事 業 者	-	-	-

(注)1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

新 庄 市	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(令和5年度)	1人当たり平均支給額(令和5年度)
733 千円	- 千円
(令和5年度支給割合)	
期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.00 月分	-
(1.375)月分 (0.975)月分	
(加算措置の状況)	-
職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

新 庄 市			団 体 平 均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例加算:2~45%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例加算:2~45%加算		
一人当たり平均支給額		0 千円	一人当たり平均支給額		9,317千円

(注)退職手当の一人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

地域手当の制度はありません。

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			0.0 %	
手当の種類(手当数)			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険手当	右記に従事した水道企業職員	劇物取扱業務	0 千円	日額300円

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 5 年 度 決 算)	12 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令 和 5 年 度 決 算)	12 千円
支 給 実 績 (令 和 4 年 度 決 算)	19 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令 和 4 年 度 決 算)	19 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価(月額)	一般行政職の 制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者:6,500円、子:10,000円、 その他:6,500円 ※配偶者以外で、満16歳になる年 度から満22歳になる年度までの期 間の扶養親族の子がある場合:1 人につき5,000円加算	同じ	-	60 千円	20,000 円
住居手当	・最高28,000円とし、借家・借間に 応じた額	同じ	-	308 千円	308,000 円
通勤手当	・交通機関利用者:運賃相当額(最 高55,000円) ・自動車等利用者:通勤距離に応 じた額(最高44,900円)	同じ	-	25 千円	25,000 円
管理職手当	行政職6級(課長、主幹)の職員に 対し、職責に応じて支給 ※課長(部門統括)51,900円 課長(上記以外)41,600円 主幹 20,800円	同じ	-	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、 臨時又は緊急の必要性により休日 等に勤務した場合に支給	同じ	-	0 千円	0 円
単身赴任手当	23,000円＋距離に応じた加算 (最高45,000円)	同じ	-	0 千円	0 円
災害派遣手当	滞在日数に応じた定額 (最高6,620円)	同じ	-	0 千円	0 円
寒冷地手当	世帯区分に応じた定額(最高 17,800円)	同じ	-	287 千円	287,000 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間中に勤 務を命じられた場合、勤務1時間 につき1時間当たりの給与額に100分 の135を乗じた額	同じ	-	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(22:00 ～翌日の5:00)に勤務した場合、勤 務1時間につき1時間当たりの給与 額に100分の25を乗じた額	同じ	-	0 千円	0 円